

中札内村
入湯税特別徴収の手引き
(概要版)

令和4年7月

中札内村住民課

はじめに

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に負担していただく税金です。入湯税の徴収につきましては、地方税法の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯客から徴収していただき、申告納入していただく「特別徴収」の方法によることとされています。

この手引きは、鉱泉浴場の経営者の皆様に入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくために作成いたしました。

入湯税の適正な課税及び徴収にご協力くださいますようお願いいたします。

目 次

1	入湯税とは	1
2	入湯税の納税義務者	1
3	入湯税の徴収の方法	2
4	入湯税の税率	2
5	入湯税の課税免除	3
6	特別徴収の手続	6
7	延滞金・加算金	7
8	経営申告書の提出	8
9	帳簿の記載	9
10	入湯税に関する調査	9
11	参考資料（地方税法の規定等）	10

1 入湯税とは

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光（観光施設の整備を含む）の振興に要する費用に充てるための地方税（市町村税）の目的税です。

市町村が源泉を中心とした、旅館を含む温泉施設を適切に運用し、施設の整備や観光促進などの**温泉に関連する目的**でかかる費用を、**温泉の利用客に負担**してもらうものです。

2 入湯税の納税義務者等

入湯税の納税義務者は、「**鉱泉浴場（温泉施設）**」における**入湯客**です。

「**鉱泉浴場**」とは、原則として、温泉法第2条に規定する温泉を利用する浴場をいうものですが、同法の温泉に類するもので、**鉱泉と認められるもの**を利用する浴場等、社会通念上、**鉱泉浴場として認識されるもの**も含まれます。したがって、温泉地から温泉をトラック輸送した場合であっても、温泉法に規定される温泉を利用する浴場については、入湯客に対して入湯税を課税することになります。

また、入湯税は、**鉱泉浴場における入湯行為**に対して課税されるもので、旅館や、料理屋のいずれを問わず、また、**宿泊者である**と否を問わず、**鉱泉浴場の入湯客の入湯行為**は、すべての入湯税の課税対象となります。

○入湯税の課税について

入湯税は地方税法第701条の規定により、**鉱泉浴場における入湯**に対し、入湯客に入湯税を課すとされています。しかし、温泉旅館等にあつては、時に病気や体調等の理由により**鉱泉浴場には入湯しない**との申し出があることがあります。

この場合、**鉱泉浴場へは入湯しません**ので、入湯税の課税はできないことになり、事前徴収していた場合には、返金する必要があります。

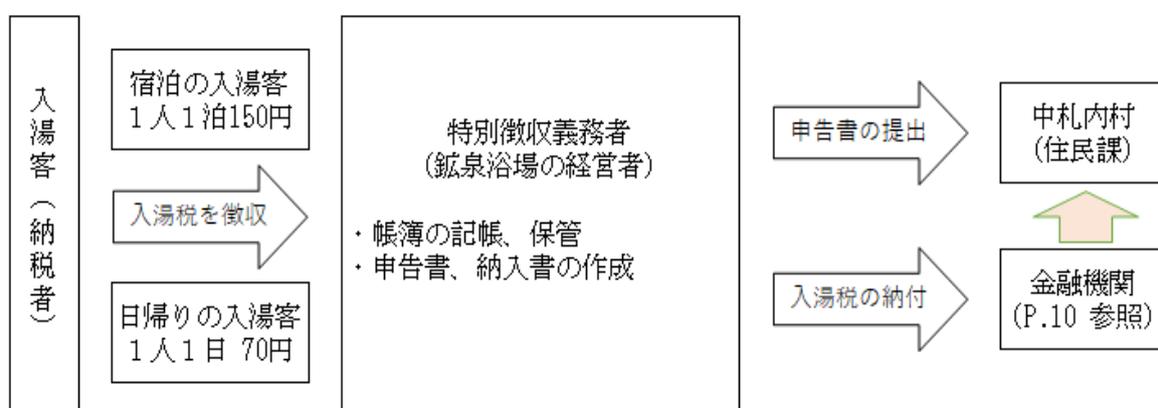
ただし、社会通念上、温泉旅館等への宿泊に際し、**鉱泉浴場へ入湯しない**とは考えにくく、また、**宿泊客の個々の態様**についての把握は困難と考えられることから、実務としては、**入湯しない旨の申し出がない限り**、**宿泊客は入湯したもの**と捉え、入湯税を徴収することとなります。

3 入湯税の徴収方法（地方税法第703条・村税条例第144条）

入湯税の徴収方法は、「特別徴収」の方法によらなければならないとされています。

「特別徴収」とは、地方税法及び村税条例の規定に基づき指定された**特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）**が、入湯客から入湯税を徴収し、これを中札内村に納入する方法です。

<入湯税の徴収及び納付の流れ>



4 入湯税の税率（地方税法第701条の2・村税条例第143条）

(1) 宿泊を伴うもの（宿泊客） 150円

(2) 宿泊を伴わないもの（日帰り客） 70円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき入湯税が課税されます。また、「宿泊」とは、旅館業法で規定する、寝具を利用して就寝を伴い、施設を利用することをいいます。

したがって、一度の滞在で2日にわたらない場合や、2日にまたがっても寝具を利用した就寝を伴わない場合は、宿泊に該当しません。

5 入湯税の課税免除（村税条例第142条）

次のいずれかに該当する方については、**入湯税が免除**されます。

(1) 年齢が12歳未満の方

小学生であっても、12歳の誕生日を迎えた小学校6年生は、課税の対象となりますのでご注意ください。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設された日常の利用に供されるものをいいます。

「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯（物価統制令の規定に基づき、北海道知事が入浴料の上限を指定している公衆浴場）をいいます。

(3) 入湯料金が1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の鉱泉浴場に入湯する方

「入湯料金」とは、入館料、休憩料、入場料、延長料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために、必ず支払う必要がある料金を合計したものをいいます。また、一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合は、追加料金を含めたが「入湯料金」となります。

ここでいう「入湯料金」とは、利用者が利用時において、他の特段の条件がない場合に支払うべき通常料金をいうものとします。

(4) 「学校」の生徒等で、教職員の引率のもと学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加する者及びその引率者

「学校」とは、学校教育法第1条で規定する学校のうち、大学以外の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項に規定された認定こども園をいいます。したがって、いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。

「引率者」とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教職員等の学校関係者や、心身の障がい等により介助を要する生徒等の介助を行う看護師や保護者

等をいいます。したがって、旅行業者の添乗員、カメラマン、スポーツ大会等を応援するために参加する保護者等は該当しません。

学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加する生徒等及びその引率者として課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に学校名、学校所在地、生徒等数、引率者数及び宿泊日を記入してください。（記入欄に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。）

(5) 災害対策基本法で規定される災害被災者や災害ボランティア

「災害被災者」は、災害対策基本法で規定される災害において、り災証明書等により、被災したことが確認できる方を対象とします。また、「災害ボランティア」とは、災害ボランティア活動証明書等により、復興支援活動に無償で参加したことが確認できる方が対象になります。

災害被災者や災害ボランティアに対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に災害の名称、災害被災者と災害ボランティア別の人数、及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付してください。

(6) 療養のため入湯を必要とする方

「療養のため入湯を必要とする方」は、医師の診断書により療養を目的とすることが確認できる方を対象とします。

療養のため入湯を希望する方に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に該当の人数及び入湯日を記入するとともに、診断書の写しを添付してください。

(7) 中札内村区域外の源泉から運び込まれた温泉を使用した鉱泉浴場（以下「運び湯浴場」という。）に入湯する方

運び湯浴場の利用者に対し、課税免除の取扱いを受ける場合は、入湯税課税免除施設届出書を村長に提出し、課税免除施設の承認を受けなければなりません。

<入湯無料券や回数券等での入湯について>

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものとされていることから、入湯無料券や回数券等の使用であっても、その入湯日数に応じた入湯税を納入していただく必要があります。徴収方法について、法令による特別な定めはありませんが、入湯無料券や回数券を持参し、入湯された方について、鉱泉浴場が入浴の都度、入湯税を徴収する方法が一般的です。

また、入湯税は本来鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方団体の徴収金である入湯税は、地方税法第 20 条の 6 第 1 項の規定により、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができるものとされています。贈答品等として入湯無料券を贈られた方が、実際に入湯される方に代わって鉱泉浴場に納付する。あるいは、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券について、顧客の代わりに入湯税を納入することも可能ですが、いずれの場合でも、入湯無料券の使用に際しては、入湯料金が無料になっても、入湯税は課税免除にならないことに注意してください。

6 特別徴収の手続（地方税法第 701 条の 4 ・ 村税条例第 144 条）

(1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日（末日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要事項を記載した入湯税納入申告書の中札内村住民課に提出してください。

※入湯税の納付額がなくても、毎月入湯客数の報告が必要になります。

入湯税納入申告書が、郵便により提出されたときは、その郵便物等の通信日付印（消印）に表示された日に提出があったものとみなします。

正当な理由がなく入湯税納入申告書が提出期限までに提出されない場合には、地方税法第 701 条の 12 の規定により不申告加算金が課せられることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による入湯税の納付

納付金は、毎月月末（末日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに、入湯税納入申告書に記載した前月分の徴収税額を収納代理金融機関等で入湯税納入書により納入してください。

入湯税の納入場所は、次の収納代理金融機関等の本支店です。

収納代理金融機関等（本・支店）	
村内に窓口がある	村内に窓口がない
中札内村農業協同組合	北 洋 銀 行
帯広信用金庫	北 海 道 銀 行
役場出納窓口	

注）ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでは、入湯税の納付はできません。

* 3月実績の入湯税の納付については、4月中に申告及び納付を行うため、納付書に記載する納付年度は翌年度となりますのでご注意ください。

7 延滞金・加算金（地方税法第701条の11ほか）

延滞金等の具体的な計算方法については、村住民課へお問い合わせください。

(1) 延滞金

納期限（毎月月末、末日が土・日曜日又は祝日の場合は休日明けの日）までに入湯税が納入されない場合は、納期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算された額が延滞金として加算されます。

① 納期限の翌日から1か月を経過する日までの間

各年の特例基準割合（銀行の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合又は年7.3%のいずれか低い割合

② 上記①の翌日以降

各年の特例基準割合に年7.3%を加算した割合又は年14.6%のいずれか低い割合

(2) 加算金

過少申告された場合は過少申告加算金が、申告期限までに申告書が提出されなかった場合は不申告加算金が課せられます。各加算金の割合は次のとおりです。

区分	加算金が課せられる場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額よりすくないため、更生があった場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10%（不足額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える部分については5%を加算）
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため村の調査によって納入申告すべき課税標準額及び税額の決定があった場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15%（納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算（地方税法第701条の12第3項））
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないために更生があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	決定後にその税額が実際の税額より少ないため更生があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第701条の12第2項第5号)	納入すべき税額×5%

重加算金	二重帳簿によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (地方税法第701条の13第1項)	不足額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿によって故意に税額を免れようとしたとき	納入すべき額×40%
加算金の加重措置	申告書の期限後提出または更生決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金及び重加算金を徴収されたことがある場合 (地方税法第701条の12第2項第4号)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

8 経営申告書の提出 (村税条例第147条)

鉱泉浴場を経営しようとするときや経営申告事項に変更があった場合は、入湯税を徴収する必要がない場合(入湯料金が税抜き1,000円以下である場合等(課税免除施設の承認を受ける場合を除く))であっても、入湯税特別徴収義務者鉱泉浴場経営開始申告書により鉱泉浴場の施設の内容や利用料金等の必要事項を申告してください。

なお、セット料金が設定されている場合等、すべての料金プランを経営申告書に記載することができないときは、その内容が分かる資料を経営申告書に添付してください。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営する場合

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2) 経営申告書の記載事項に変更があった場合

経営者や施設の設備、利用料金等、提出した経営申告書に記載した内容に変更があった場合は、直ちに申告してください。

(3) 課税免除施設の承認を受ける場合

運び湯浴場を経営する方は、経営を開始する日の前日までに入湯税課税免除施設届出書を提出し、課税免除施設の承認を受けてください。

9 帳簿の記載（村税条例第148条）

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、年度終了の日から5年間保存してください。

帳簿は任意の様式（業務用帳簿等）で構いません。また、帳簿の保管については、紙媒体によらず、電子的記録媒体によるもので構いません。

10 入湯税に関する調査（村税条例第149条）

入湯税の適正かつ公平な課税及び徴収を図るため、電話等による口頭での確認を行うほか、帳簿書類等の提出を求めたり、必要に応じて実地検査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

1 1 参考資料 (地方税法の規定等)

(1) 地方税法(抄)

第 4 章 目的税

第 4 節 入湯税

(入湯税)

第 701 条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第 701 条の 2 入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第 701 条の 3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 701 条の 4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第 701 条の 5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第 1 号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前 2 号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第 1 項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第 1 項の規定にかかわらず、第 701 条の 10 第 6 項の定めるところによる。

5 第 1 項又は第 3 項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第 701 条の 6 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 前条第 1 項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

(3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第 701 条の 7 第 701 条の 4 第 2 項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が 100 万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100 万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第 1 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第 1 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第 701 条の 8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第 701 条の 9 市町村長は、第 701 条の 4 第 2 項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前 2 項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前 3 項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第 701 条の 10 市町村の徴税吏員は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第 4 項の通知をした日から 1 月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第 701 条の 4 第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第 1 項又は第 2 項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第 701 条の 11 入湯税の特別徴収義務者は、第 701 条の 4 第 2 項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第 701 条の 4 第 2 項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第 701 条の 12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第 7 項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第 701 条の 9 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理

由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の105の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の305の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第2項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、

特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は1部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14 削除

第701条の15 削除

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。
(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号の1に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- (2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第2次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第103条の2第1項各号の1に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押さえることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第806条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。
(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる

目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、2年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第701条の20 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第701条の108第6項の場合において、国税徴収法第1401条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

(2) 第701条の108第6項の場合において、国税徴収法第1401条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第701条の21 第701条の108第6項の場合において、国税徴収法第909条の2(同法第109条第4項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第701条の22から第701条の29まで 削除

(2) 中札内村税条例(抄)

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) その他村長が特に必要と認めた者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、入湯客一人について次の額とする。

- (1) 宿泊客 一泊につき 150円
- (2) 日帰客 70円

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続き)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を村長に提出し、その納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第146条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、村長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第149条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、30,000円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(3) 中札内村入湯税取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中札内村税条例(昭和49年条例第35号。以下「条例」という。)に規定する入湯税の取扱いに関し、各種様式及び必要な事項を定めるものとする。

(入湯税関係様式)

第2条 次の各号に掲げる申告書の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入湯税納入申告書(条例第145条関係) 様式第1号

(2) 鉱泉浴場の経営開始申告書(条例第147条関係) 様式第2号

(3) 鉱泉浴場の経営変更申告書(条例第147条関係) 様式第3号

(4) 鉱泉浴場の経営(廃止・休止)申告書 様式第4号

(5) 入湯税徴収原簿(条例第148条関係) 様式第5号

(6) 入湯税課税免除施設届出書 様式第6号

2 村長は、前項の規定に基づき提出された文書に対して、次の各号に定められた様式により、通知等を行うものとする。

(1) 入湯税納付書 様式第7号

(2) 入湯税特別徴収義務者の指定通知 様式第8号

(3) 入湯税課税免除施設承認通知書 様式第9号

(利用料金の定義)

第3条 条例第142条第1項第3号に規定する「利用料金」とは、入場料、休憩料、入湯料、延長料等名称のいかんにかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために、支払う料金(当該利用時において当該利用者が、他に特段の条件がない場合に支払うべき通常の料金をいう。)を合計したもので消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。ただし、この料金に、タオル、浴衣、食事、休憩等の入湯以外の要素が含まれている場合において、特に制約を設けることなく当該入湯のみの場合の料金が区別され、一般に明示され、かつ、利用者の意思により、実際にその料金での入湯が可能であるときは、当該料金を利用料金とみなす。

(入湯税の課税免除)

第4条 条例第142条第1項第2号に規定する「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいう。

2 条例第142条第1項第2号に規定する「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯(物価統制令(昭和21年勅令第118号)の規定に基づき、北海道知事が入浴料の上限を指定している公衆浴場をいう。)をいう。

3 条例第142条第1項第3号に規定する「村長が特に必要と認めた者」とは、次に掲げる者とする。

(1) もっぱら日帰客の利用に供される施設で、その利用料金が1,000円以下である施設に入湯する者

(2) 学校教育上の見地から行われる修学旅行等の行事に参加する生徒等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の規定す

る認定こども園の幼児、児童、生徒及び学生をいう。以下同じ。)及びこれらを引率する者(以下「引率者」という。)

(3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害において罹災証明書等により被災したことが確認できる者(以下「災害被災者」という。)及び災害ボランティア活動証明書等により復興支援活動に無償で参加したことが確認できる者(以下「災害ボランティア」という。)

(4) 医師の診断書により療養を目的とすることが確認できる者

(5) 中札内村の区域外の源泉から運び込まれた温泉を使用した鉱泉浴場(以下「運び湯浴場」という。)に入湯する者

4 前項第2号に規定する生徒等及び引率者に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に学校名、学校所在地、生徒数等、引率者数及び入湯日を記入しなければならない。

5 第3項第3号に規定する災害被災者又は災害ボランティアに対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に災害の名称並びに災害被災者及び災害ボランティア別の人数並びに入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付しなければならない。

6 第3項第4号に規定する療養を目的とすることが確認できる者に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に該当の人数及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付しなければならない。

(課税免除施設の届出)

第5条 運び湯浴場を経営する者は、入湯税課税免除施設届出書を村長に提出しなければならない。

(宿泊客の定義)

第6条 条例第143条第1項第1号に規定する「宿泊客」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第5項に規定する宿泊をする者をいう。

2 宿泊を伴わない入湯において、当該施設に継続して2歴日にわたり滞在した場合は、当該入湯は、滞在開始時刻の属する日1日の入湯とする。

(鉱泉浴場が設置された宿泊施設における入湯)

第7条 鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊客を入湯客とみなし入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊者の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほ、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号から様式第9号(省略)